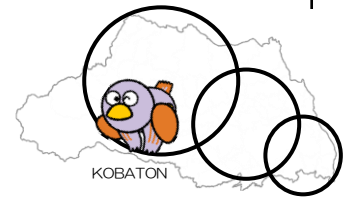


# 第2章

## 広域行政の手続



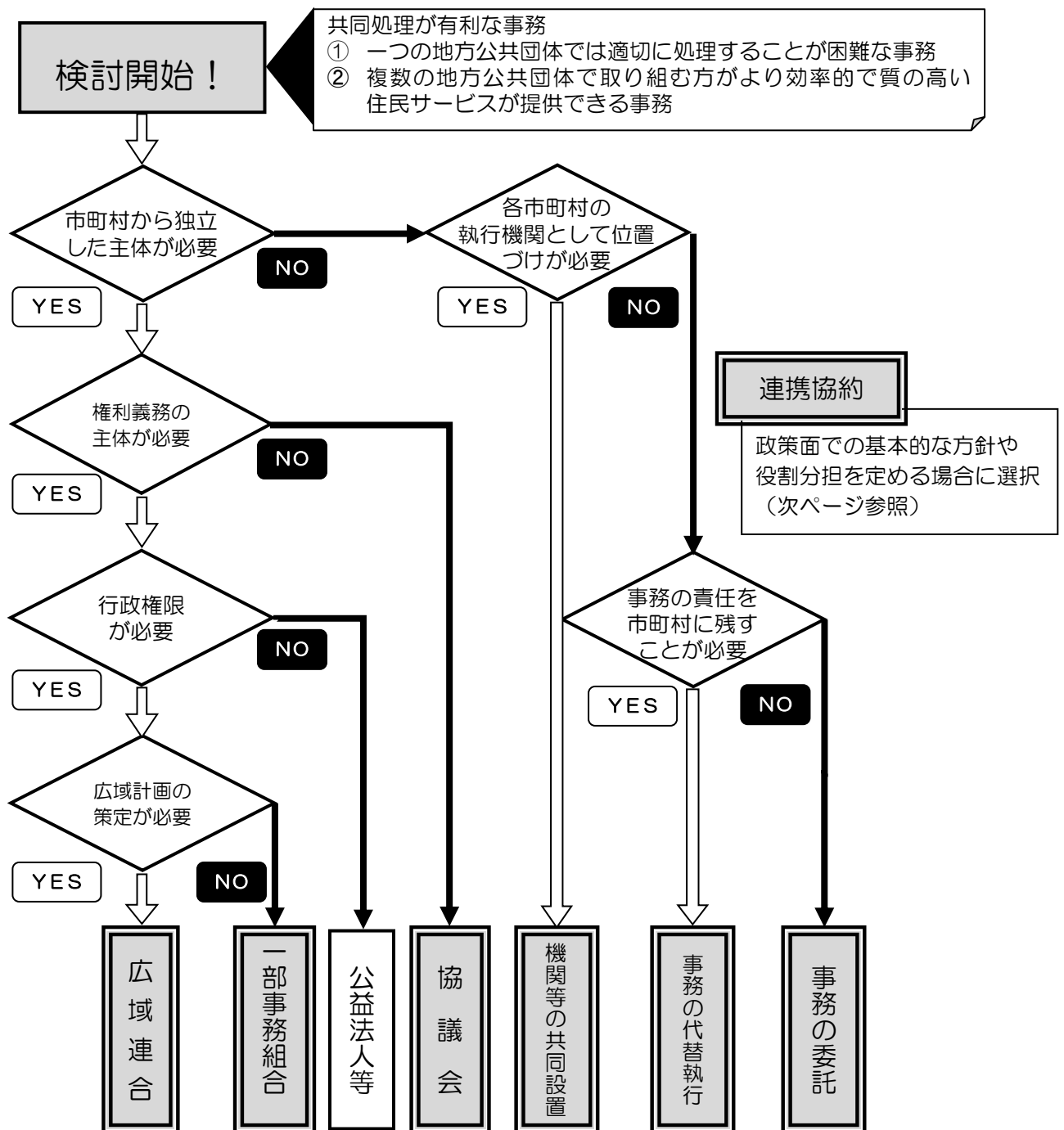
1	制度を選択する際の標準的な考え方	19
2	手続の概要	20
(1)	関係地方公共団体間の事実上の協議	21
(2)	許可権者・届出先との連絡・調整	22
(3)	関係地方公共団体の議会の議決	22
(4)	協議（法定上の協議）	22
(5)	協議事項及び規約の告示	22
(6)	許可権者への申請（届出）	23
(7)	脱退手続の特例	25
(8)	財産処分	25
(9)	事務承継	26
(10)	教育事務に係る手続	26
3	許可の基準・標準処理期間	27

# 1 制度を選択する際の標準的な考え方

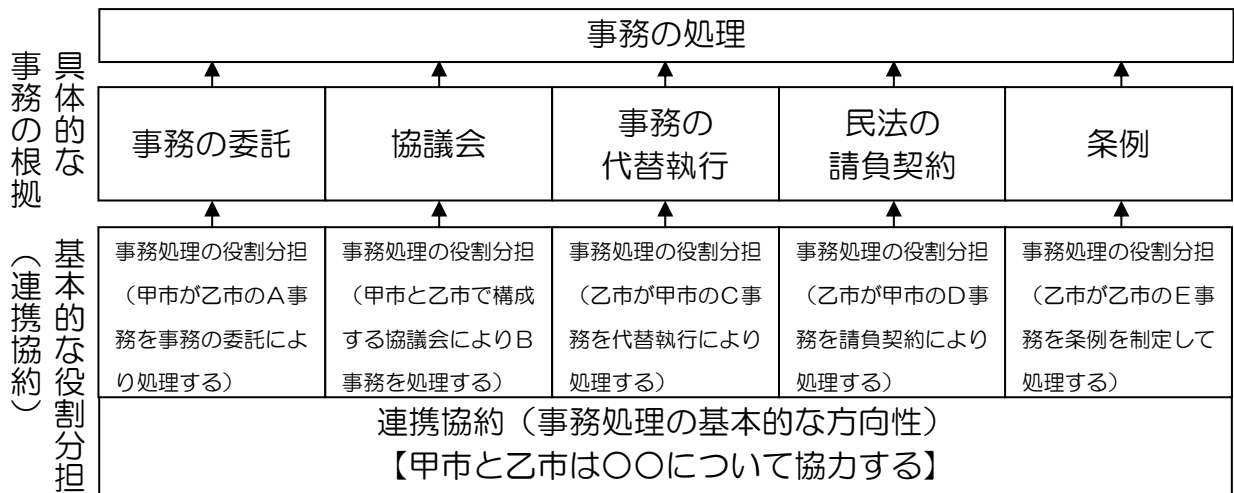
地方公共団体が広域行政のいずれの制度を採用するかは、初期投資、管理運営費などの経済的視点や、事務執行に法人格を必要とするか否かなどを含め、総合的に検討する必要があります。

そこで、目的の達成に適した手法を選択するための標準的な考え方を下記のとおり整理しました。

【 図表 】 広域行政制度選択の考え方



【 図表 】 「連携協約」 の法律上の位置づけ

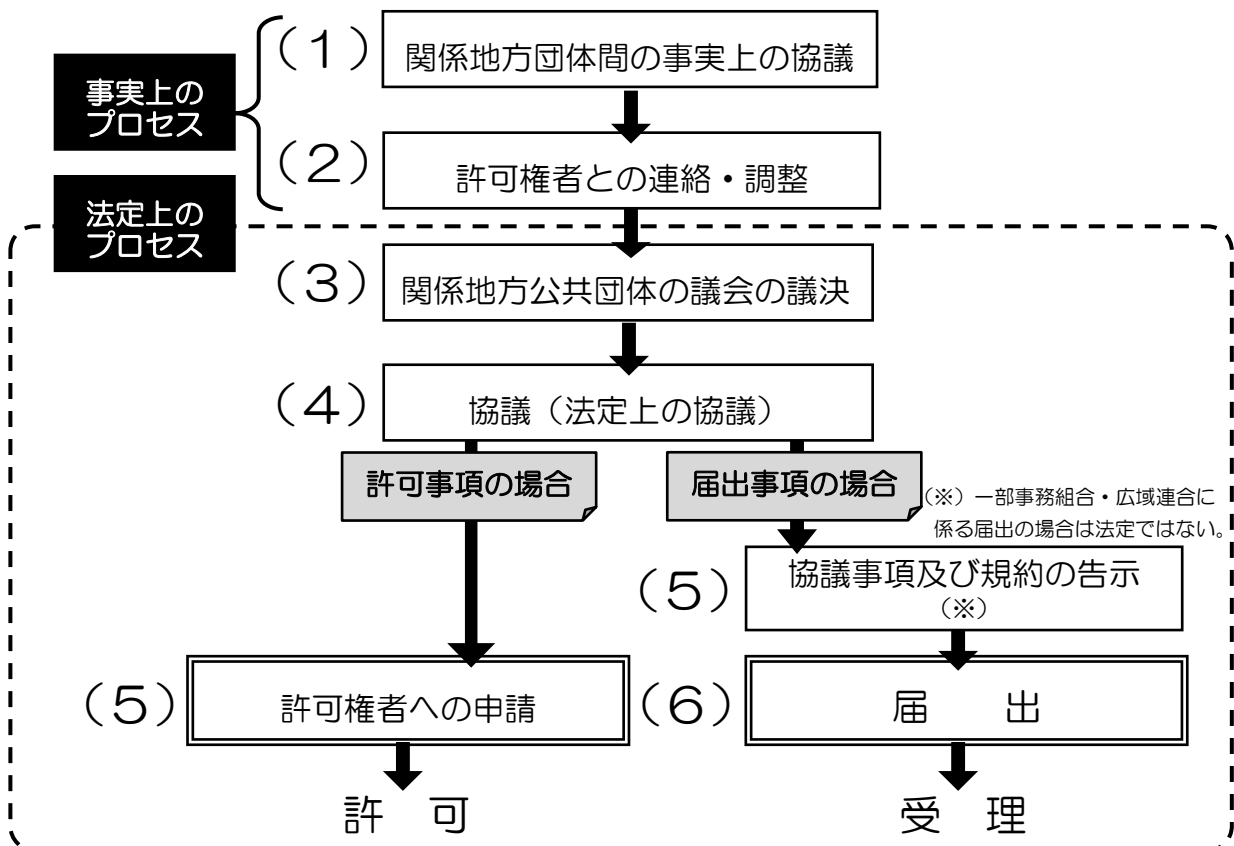


## 2 手続の概要

広域行政の手続（設立・規約の変更・廃止等）のプロセスは、いずれの制度においても基本的には同様です。

なお、手続には「許可」を必要とするものと「届出」を必要とするものの2種類があります。一部事務組合や広域連合に係るものは原則として「許可」が必要であり、それ以外のものは「届出」が必要とされています。

【 図表 】 広域行政の手続のプロセス



## (1) 関係地方公共団体間の事実上の協議

地方自治法の規定では、広域行政の手続として、関係地方公共団体間の協議（４）及びその前段としての議決（３）を義務付けています。

ここで予定されている順序は「議決 → 協議」ですが、協議内容について議会の議決を経るためには、その内容が事前に定められている必要があります。このため関係地方公共団体が事前に協議を行っておくことが必要であり、これを法定上のものと区別して「事実上の協議」と称しています。

「事実上の協議」で協議する内容は、組織の基本的な性格、構成、運営方針、経費支弁の方法等のすべての事項に及びます。

- 事前に調整を図っておくべき事項の例
  - ・ 規約案、その解釈
  - ・ 運営方針等の整理
  - ・ 中長期的な事業計画
  - ・ 経費の負担割合の考え方
  - ・ 運営に必要な諸手続
  - ・ 各構成団体による必要な諸手続

この「事実上の協議」においてすべての事項の調整を完了し、関係地方公共団体の首長までの事前の意思決定をしておく必要があります。また、関係地方公共団体の議会での説明内容に不整合が生じないように、この段階で十分に調整を行っておくことが必要です（本手引には制度別に規約の例を添付していますので、参考にしてください）。

## (2) 許可権者・届出先との連絡・調整

許可権者・届出先は、県の加入するものについては総務大臣、その他のものについては県知事です。

許可権者は妥当性（住民の福祉の増進、効率性等）、適法性（議決、手続等）の観点から判断します（県の許可基準については、P27を御確認ください）。このため、「事実上の協議」と並行して、許可権者に対しても事前に説明の上、スケジュールや関連書類の内容等に関して調整・確認を行ってください（県知事に対する協議は企画財政部地域政策課で所管しています）。

なお、新たに制度を導入する際には、効率的な広域行政を進める観点から、事務の委託等のより簡素な制度の活用をお勧めします。また、一部事務組合の制度を活用する際には新設ではなく、既存の一部事務組合の活用（組合の統合や複合化、処理する事務の拡大等）をお勧めします。

### (3) 関係地方公共団体の議会の議決

(1)において事前調整された規約案等の内容は、法定上の協議(4)の前に、関係地方公共団体の議会に付し、議決を得る必要があります。

議案の提出権は長に専属します。これは、法が、事務の共同処理に係る手続については関係地方公共団体の代表者たる長が協議に当たることを規定しており、協議を行う前提条件として議会の議決を位置付けているからです。

議会には議案の修正権はありません。このため、協議内容の一部でも不服がある場合は、議案は否決されることとなります。

このように、議会の議決は条例案の場合などと比較すると裁量の余地は狭いのですが、議決が得られない場合、当該協議は不調に終わることになるため、その位置付けは極めて重要です(本手引には制度別に議案の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください)。

### (4) 協議(法定上の協議)

関係地方公共団体の議会で議決が得られた後には「法定上の協議」を行います。

長は、議決の内容と異なった協議をすることはできません。このため、議決前に関係地方公共団体間で「事実上の協議」(1)を行い、協議内容と議決内容が異なるように調整する必要があります。

しかし、「事実上の協議」は「法定上の協議」ではありませんので、関係地方公共団体は、議決後、必ず法定上の協議を行わなければなりません。

協議が調った際には、関係地方公共団体の長の連名による「協議書」を作成しておくことが適当です。この場合、必要枚数を作成してそれぞれが所持するか、写しを所持することで、後日、協議の事実が確認できるようにしておくことが大切です(本手引には制度別に協議書の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください)。

### (5) 協議事項及び規約の告示

連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行に係る手続には、地方自治法上、協議の内容(設置・規約変更・廃止)及び規約を「告示」する旨が定められています。

一部事務組合、広域連合に係る手続については告示の定めはありませんが、住民に周知するためにも告示行為を行うことが望ましいとされています。特に、住民生活に密着する事務については、広報・回覧等により周知徹底を図ることも重要です(本手引には告示の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください。)

## (6) 許可権者への申請（届出）

広域行政の手続は、その制度及び内容により、「許可」を要するものと「届出」を要するものに分かれています。

連携協約、協議会、機関等の共同設置、事務の委託、事務の代替執行に係る手続はすべて「届出」となります。

一部事務組合及び広域連合に係る手続は「許可」を要します。ただし、一部事務組合及び広域連合の規約変更のうち「名称変更」「事務所の位置」「経費の支弁方法」のみに係る変更、一部事務組合の解散は「許可」を要せず「届出」で足りります。

一部事務組合・広域連合の構成団体の数の増減、事務の変更、規約変更に係る許可申請又は届出は、構成団体の長の連名で行いますが、組合管理者（連合長）においても行うことができます。この場合、「法定上の協議」の事実を確認するため、協議の成立した旨を証する書類を添付書類として提出することが必要です（構成団体の長の連名による許可申請の場合は添付を省略できます）。

また、協議会、事務の委託等、手続に告示を要するものについては、届出書に告示の写しを添付してください（本手引には制度別に届出書・許可申請書の例〔留意事項を含む〕を添付していますので、参考にしてください）。

許可事項に係る規約変更を行った場合の効力発生時期は、規約に施行日の規定がある場合には当該施行日に、規定がない場合は許可日となります。

届出事項に係る規約変更等を行った場合の効力発生時期は、規約に施行日の規定があれば当該施行日となりますが、規定がない場合は「協議の調った日」とする考え方がある一方、「届出日」とする考え方もあります。このため、あらかじめ規約に施行日を定めておくことをお勧めします。

県に許可申請した日から許可までに要する期間（標準処理期間）は「都道府県の加入しない一部事務組合等の設置等の許可の基準及び標準処理期間について」（平成24年3月26日付地政第460号埼玉県企画財政部長通知）により、22日（埼玉県の休日を定める条例〔平成元年3月29日条例第3号〕に定める県の休日※を除く）となっています。

このため、許可申請を行う場合には、あらかじめ県の担当者と調整の上、期間に余裕を持って申請してください。また、届出を行う場合には、議会の議決や法定上の協議など所定の手続を行った後、速やかに届出してください（できる限り施行日前に届出をしてください）。

なお、電子メールを用いた許可申請・届出も可能ですので、電子メールを利用する場合には、あらかじめ県の担当者に御連絡ください。

※ 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日

【 図表 】 広域行政の制度別に見る手続の内容・種類等

制度の種類	内 容		手続の 種類	許可申請・ 届出者	許可権者・ 届出先	告 示 (公 表)	根拠条文 (地方自治法)
連携協約	締結		届出	関係地方公 共団体の長 (以下「長」 という)の 連名	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府 県が加入 するもの 総務大臣</li> <li>都道府 県が加入 しないも の 知 事</li> </ul>	関係地方 公共団体 における 告示を要 する。	§ 252-2 ①~④
	連携協約の変更						
	廃止						
協議会	設置						協議会) § 252-2-2 ①~③ § 252-6 § 252-6-2 (機関等の共 同設置) § 252-7 ①~③ § 252-7-2
	構成団体の数の増減						
機関等の 共同設置	規約の変更						
	廃止						
事務の委託	設置						(事務の委託) § 252-14 ①~③ (事務の代替 執行) § 252-16-2
	委託(代替執行)事務の変更						
事務の代替 執行	廃止						
	一部事務 組合	設置		許可	長の連名 (組合管理者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府 県が加入 するもの 総務大臣</li> <li>都道府 県が加入 しないも の 知 事</li> <li>市町村 が組織す る組合で 数都道府 県にわた るもの 総務大臣</li> </ul>	関係地方 公共団体 における 告示は不 要 (周知の ため告示 することが 望まし い)  (注)
構成団体の数の増減							
共同処理する事務の変更							
規約の 変更		組合の名称、事務所の 位置、経費の支弁 の方法	届出				
		上記以外	許可				
解散		届出					
広域連合	設置		許可	長の連名	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府 県が加入 しないも の 知 事</li> <li>市町村 が組織す る組合で 数都道府 県にわた るもの 総務大臣</li> </ul>	(周知の ため告示 することが 望まし い)  (注)	§ 284 § 291-2 § 291-3 § 291-10 § 291-11
	構成団体の数の増減						
	広 域 処 理 する 事 務 の 変 更	§ 291-2①②によ り広域連合が新た に事務を処理する こととされたとき	届出				
		上記以外	許可				
	規約の 変更	事務所の位置、経費 の支弁の方法	届出				
		上記以外	許可				
	解散		許可	長の連名			

(注) 広域連合の構成団体の数の増減・広域処理する事務の変更・規約変更・解散にあっては、知事は許可し又は届出を受理したときはその旨を公表・総務大臣へ報告しなければならない。また、総務大臣は許可し又は届出を受理したときはその旨を告示しなければならない

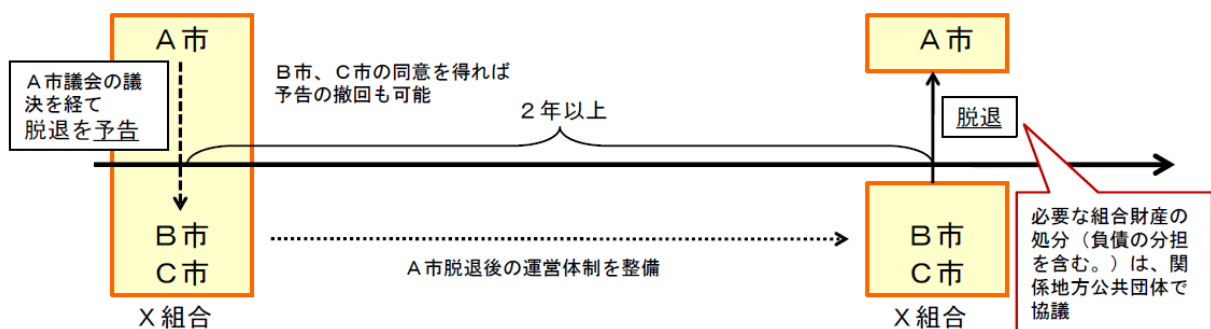
## (7) 脱退手続の特例

広域行政の手続は、すべての構成団体の議会の議決を経た協議が調うことが原則です。廃止や解散、加入や脱退等による構成団体の数の増減についても、すべての構成団体の協議が調うことが必要ですが、地方自治法の改正（平成25年3月施行）により、協議会、機関等の共同設置、一部事務組合から脱退しようとするとき、一定の予告期間を置くことで、脱退しようとする地方公共団体の意思のみにより脱退できることとされました（第252条の6の2、第252条の7の2、第286条の2）。

連携協約、事務の委託、事務の代替執行、広域連合はこの特例の対象外です。

脱退の予告は、脱退しようとする地方公共団体が、その議会の議決を経て、脱退する日の2年前までに他のすべての構成団体に書面で予告することが必要です。脱退の予告を受けた構成団体は、予告をした団体が脱退するときまでに、脱退により必要となる規約の変更をしなければなりません。

【 図表 】 脱退の予告のイメージ



## (8) 財産処分

一部事務組合や広域連合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更、地方公共団体の予告による脱退や解散をする際に、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議により、一部事務組合を保有する財産の処分について定める必要があります。（第289条、第291条の13）

また、財産処分の協議に際しては、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があります（第290条、第291条の11）、財産処分の協議書は規約変更に係る許可申請や解散に係る届出等の添付資料として、提出する必要があります。

なお、地方自治法第289条等における財産は、地方自治法第237条で定める財産（公有財産、物品、債権、基金）とは必ずしも一致せず、「負債」も財産に含まれるとされています。（行政実例 昭和24年10月11日）



## (9) 事務承継

一部事務組合の解散に際して、財産処分に加えて、事務承継の手続きを別途定める場合には、この手続き方法について、規約に特別の定めを規定することが必要です。（地方自治法施行令第5条、第218条の2）。そのため、規約に特別の定めを規定する（「事務承継等については、議会の議決を経て協議することで定める」など）には、解散手続きに先立ち、事務承継に係る項目を規定する規約変更の手続きを行う必要があります。

なお、事務の承継には、公用文書や公法上の未徴収金、歳計現金が含まれるとされています。（行政実例 昭和26年11月21日）

## (10) 教育事務に係る例外手続き

教育事務に係る共同処理の場合、地方自治法による手続き以外の手続きを行わなければなりませんので、注意してください。

一部事務組合に係る手続きを行う際、構成団体の議会は議決をする前に、当該団体の教育委員会の意見を聞く必要があります（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第60条第4項、地方教育行政組織及び運営に関する法律施行令第12条）。

また、解散の届出は県知事だけでなく、県教育委員会に対しても必要です。（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第13条）

加えて、事務の委託に係る手続きを行う際、県知事だけでなく、県の教育委員会への届出も必要になります。（学校教育法第40条第2項）

### 3 許可の基準・標準処理期間

都道府県の加入しない一部事務組合等の設置等の許可の基準及び標準処理期間について【抜粋】  
(平成24年3月26日 地政第460号 埼玉県企画財政部長通知)

#### ● 一部事務組合等の許可の基準

知事は、一部事務組合等の設置等について、次に掲げる事由のいずれかに該当すると認める場合を除き、許可等を行うものとする。

#### 第1 組合の設置の許可の基準

##### 1 一部事務組合の設置の許可（地方自治法（以下「法」という。別紙2において同じ。）第284条第2項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、共同処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

##### 2 広域連合の設置の許可（法第284条第3項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 規約の内容が違法であること。
- ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、広域にわたり処理することが著しく不適當であると認められる事務を処理するものであること。

#### 第2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可の基準

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第286条第1項関係）、広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の3第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合を組織する地方公共団体の数を増減することが著しく不適當であると認められること。

#### 第3 組合が処理する事務の変更の許可の基準

一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（法第286条第1項関係）、広域連合が処理する事務の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、処理する事務の変更が著しく不適當であると認められること。

#### 第4 組合の規約の変更の許可の基準

一部事務組合の規約の変更の許可（法第286条第1項関係）、広域連合の規約の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適當であると認められること。

#### 第5 組合の解散の許可の基準

広域連合の解散の許可（法第291条の10第1項関係）

- ① 法に定められた手続により申請されていないこと。
- ② 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、組合の解散が著しく不適當であると認められること。

● 一部事務組合等の設置等の許可に係る標準処理期間

第1 組合の設置の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合の設置の許可（法第284条第2項関係）
- 2 広域連合の設置の許可（法第284条第3項関係）

22日（埼玉県の休日をも定める条例〔平成元年3月29日条例第3号〕に定める県の休日を除く。以下同じ）

第2 組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第286条第1項関係）
- 2 広域連合を組織する地方公共団体の数の増減の許可（法第291条の3第1項関係）

22日

第3 組合が処理する事務の変更の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合が共同処理する事務の変更の許可（法第286条第1項関係）
- 2 広域連合が処理する事務の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

22日

第4 組合の規約の変更の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 1 一部事務組合の規約の変更の許可（法第286条第1項関係）
- 2 広域連合の規約の変更の許可（法第291条の3第1項関係）

22日

第5 組合の解散の許可（以下に掲げるもの）に係る標準処理期間

- 広域連合の解散の許可（法第291条の10第1項関係）

22日